平成２２年（再ロ）第４号
神奈川県厚木市恩名５丁目10番11号
再生債務者　青木　孝子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月14日まで
4　一般異議申述期間　平成22年５月28日から平成22年６月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第５３号
仙台市若林区古城１丁目５番６―108号
再生債務者　小笠原説雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月７日まで
平成22年４月16日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第１０号
秋田県横手市平鹿町浅舞字反見39番地
再生債務者　松本　一成
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月７日まで
平成22年４月16日　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（再ロ）第８９号
大阪市西淀川区福町２丁目17番16号
再生債務者　宮本　　巡
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月13日まで
平成22年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１２２号
大阪府東大阪市中鴻池町１丁目７番８号
再生債務者　福元　清文
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月13日まで
平成22年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１１号
大阪市東淀川区大桐５丁目16番10―501号
再生債務者　保坂　裕造
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月13日まで
平成22年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１１号
大阪府羽曳野市古市６丁目17番13号
再生債務者　野口　恵吾
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月13日まで
平成22年４月15日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１５号
北海道旭川市流通団地４条５丁目21番地の17
キマタコーポＣ号室
再生債務者　石田　義晴
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月14日まで
平成22年４月16日　　旭川地方裁判所民事部

平成２０年（再ロ）第９号
青森市大字戸山字赤坂70番地26
再生債務者　塩越　和哉
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月14日まで
平成22年４月16日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第１４号
京都府木津川市山城町上狛宝本７番地11
再生債務者　境　　清一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年５月17日まで
平成22年４月16日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第５号
鹿児島県曽於市財部町北俣1772番地１
再生債務者　松元美佐子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月15日
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２１年（再ロ）第９号
香川県綾歌郡宇多津町3590番地　町営新町団地203
再生債務者　境　　圭介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月16日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（再ロ）第６号
相模原市南区相模台６丁目13番３号
再生債務者　黒田　紀夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月15日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（再ロ）第１１号
香川県丸亀市城東町１丁目４番７号
再生債務者　楠木　繁樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月16日　高松地方裁判所丸亀支部

総務省共済組合定款の一部変更について

総務省共済組合定款（平成13年１月６日制定）の一部を次のとおり変更する。
平成 22 年３月 31 日
総務省共済組合代表者
総務大臣　原口　一博

第17条に次の１項を加える。
2　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。

第31条第１項の表中「$\frac{3.41}{1,000}$」を「$\frac{4.02}{1,000}$」に、「$\frac{6.82}{1,000}$」を「$\frac{8.04}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{3.41}{1,000}$」を「$\frac{4.02}{1,000}$」に改める。

附則第３条第２項中「第19条」を「第17条第２項及び第19条」に、「附則第３条第１項第１号」を「同項第１号」に改める。

別表（第３条関係）中人事・恩給局支部の項を削る。

附　則

1　この変更は、平成22年４月１日から施行する。
2　変更後の第31条第１項及び第２項の規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
3　人事・恩給局支部の廃止に伴う当該支部の残余事務の処理は、本省支部において行うものとする。